

学 則

添付書類

1. 福岡教育大学学則	1
2. 福岡教育大学大学院規則（案）	15
3. 福岡教育大学大学院規則の変更事項を記載した書類	25
4. 福岡教育大学大学院規則新旧対照表	27

※本学では、大学院に関する規則は福岡教育大学大学院規則によって規定されているため、学則の改正はなく、大学院規則の一部改正を行う。

○福岡教育大学学則

(制定 平成16年4月1日)

改正	平成17年3月9日	平成17年3月17日	平成17年10月17日
	平成17年12月15日	平成18年3月16日	平成19年3月22日
	平成20年3月14日	平成21年3月26日	平成22年3月15日
	平成23年2月18日	平成24年6月15日	平成24年9月21日
	平成24年10月25日	平成24年12月21日	平成25年2月15日
	平成25年3月15日	平成25年3月28日	平成27年2月27日
	平成27年3月31日	平成27年4月23日	平成27年7月30日
	平成28年1月28日	平成28年3月24日	平成30年10月29日
	平成31年2月28日	平成31年3月28日	令和元年9月26日
	令和2年3月26日		

目次

第1章 総則

第1節 設置(第1条)

第2節 目的(第2条・第2条の2)

第3節 教育研究組織等(第3条―第12条)

第4節 職員組織(第13条―第15条)

第2章 学部

第1節 入学定員及び収容定員(第16条・第16条の2)

第2節 学年, 学期及び休業日(第17条・第18条)

第3節 入学, 再入学, 編入学及び転入学(第19条―第28条)

第4節 教育方法, 履修方法, 進級及び在学年限(第29条―第34条)

第5節 卒業及び学位(第35条・第36条)

第6節 教員の免許状(第37条)

第7節 休学, 復学, 退学, 除籍, 転学, 留学及び転課程等(第38条―第44条)

第8節 賞罰(第45条・第46条)

第3章 検定料, 入学料及び授業料

第1節 検定料(第47条)

第2節 入学料(第48条・第49条)

第3節 授業料(第50条―第54条)

第4章 専攻科, 研究生, 科目等履修生及び特別聴講学生(第55条―第59条)

第5章 外国人留学生(第60条)

第6章 公開講座(第61条)

第7章 教員免許状更新講習(第62条)

第8章 寄宿舍(第63条―第65条)

附則

第1章 総則

第1節 設置

(設置)

第1条 国立大学法人法第4条第2項の規定により, 国立大学法人福岡教育大学は, 福岡教育大学(以下「本学」という。)を設置する。

第2節 目的

(目的)

第2条 本学は, 学術の中心として深く専門の学芸を研究教授するとともに, 広く知識技能を開発し, 豊かな教養を与え, もって有為な教育者を養成し, 文化の進展に寄与することを目的とする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第2条の2 本学は, 教員の養成その他の教育研究活動等の状況について, 刊行物へ

の掲載，インターネットの利用その他広く周知ができる方法により公表するものとする。

第3節 教育研究組織等

(学部)

第3条 本学に，教育学部(以下「学部」という。)を置く。

2 学部に，教授会を置く。

3 学部に，初等教育教員養成課程，中等教育教員養成課程及び特別支援教育教員養成課程を置く。

4 初等教育教員養成課程に，幼児教育選修を置く。

5 中等教育教員養成課程に，国語専攻，社会科専攻，数学専攻，理科専攻，英語専攻，音楽専攻，美術専攻，保健体育専攻，家庭専攻，技術専攻及び書道専攻を置く。

6 特別支援教育教員養成課程に，初等教育部及び中等教育部を置き，それぞれの下に，視覚障害児教育専攻，聴覚障害児教育専攻，知的障害児教育専攻，肢体不自由児教育専攻，病弱児教育専攻及び言語障害児教育専攻を置く。

(大学院)

第4条 本学に，大学院を置く。

(学術情報センター)

第5条 本学に，学術情報センターを置く。

(教育総合研究所)

第6条 本学に，教育総合研究所を置く。

2 教育総合研究所に，附属特別支援教育センターを置く。

(附属学校)

第7条 本学に，附属小学校，附属中学校及び附属幼稚園(以下「附属学校」という。)を置く。

(健康科学センター)

第8条 本学に，健康科学センターを置く。

(学内共同利用施設)

第9条 本学に，ものづくり創造教育センター及びキャリア支援センターを置く。

(国際交流・留学生支援推進本部)

第9条の2 本学に，国際交流・留学生支援推進本部を置く。

(英語習得院)

第9条の3 本学に，英語習得院を置く。

(障害学生支援センター)

第9条の4 本学に，障害学生支援センターを置く。

(学生ボランティア活動推進本部)

第9条の5 本学に，学生ボランティア活動推進本部を置く。

(教員研修支援センター)

第9条の6 本学に，教員研修支援センターを置く。

(事務局)

第10条 本学に，事務局を置く。

(教員組織等)

第11条 本学に，教育研究上の目的を達成するため，研究上の教員組織として系を置き，教育研究上の教員組織として大学院教育学研究科教育科学専攻に領域を，大学院教育学研究科教職実践専攻及び学部にユニットを置く。

2 本学の学部に，教育指導体制として教職教育院を置く。

(教授会等の必要事項)

第12条 第3条第2項から前条までに規定する教授会等に関し必要な事項は，学長が

別に定める。

第4節 職員組織

(職員)

第13条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員及び技術職員を置く。

(副学長)

第14条 本学に、副学長を置く。

2 副学長に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(各組織等の長)

第15条 本学に、教育学部長、大学院教育学研究科長、専攻科主任、学術情報センター長、附属学校部長、附属学校長(附属幼稚園にあつては、園長とする。)、健康科学センター長、教育総合研究所長、教育総合研究所附属特別支援教育センター長、ものづくり創造教育センター長、キャリア支援センター長、国際交流・留学生支援推進本部長、英語習得院長、障害学生支援センター長、学生ボランティア活動推進本部長、教員研修支援センター長、事務局長、教職教育院長、専攻主任及びコース主任を置く。

2 前項に規定する者に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第2章 学部

第1節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第16条 学部の課程ごとの入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課程	入学定員	収容定員
初等教育教員養成課程	385名	1,540名
中等教育教員養成課程	170名	680名
特別支援教育教員養成課程	60名	240名
合計	615名	2,460名

(教育研究上の目的等)

第16条の2 学部の課程ごとの人材養成目的その他の教育研究上の目的は、別表第1のとおりとする。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第17条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第18条 休業日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 大学記念日 6月1日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までの期間は、年度ごとに定める。

3 休業日において、必要がある場合には、授業を行うことができる。

4 第1項に定めるもののほか、臨時の休業日は、そのつど定めることができる。

第3節 入学、再入学、編入学及び転入学

(入学資格)

第19条 本学に入学することができる者は、次の各号に規定する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(入学時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、再入学については、この限りでない。

(入学者選抜)

第21条 入学を志願する者に対しては、入学者選抜を行う。

2 入学者選抜に関する規程は、学長が別に定める。

(入学願書の提出等)

第22条 入学を志願する者は、検定料を添え、所定の期日までに入学願書を提出しなければならない。

第23条 削除

(入学許可)

第24条 入学又は再入学等の選考に合格し、所定の期日までに入学料を納付し、誓約書を提出した者について入学又は再入学等を許可する。

2 第49条第1項の入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の徴収を猶予し、前項の書類の提出をもって入学を許可する。

(再入学)

第25条 本学を退学した者又は授業料未納により除籍された者が再入学を志願したときは、選考のうえ再入学を認めることができる。

(編入学)

第26条 本学に編入学を志願する者で次の各号の一に該当する者については、選考のうえ第3年次に編入学を認めることができる。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(転入学)

第27条 他の大学から転入学を志願する者があつたときは、選考のうえ転入学を認めることができる。

(再入学者等の授業科目等の取扱)

第28条 前3条の規定により再入学等を認められた者のすでに修得した授業科目、単位数の扱い及び修業年限並びに在学年数については、選考のつどこれを定める。

第4節 教育方法、履修方法、進級及び在学年限

(修業年限)

第29条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第30条 在学年限は、3年次への進級前については4年、3年次への進級後については4年とする。

(教育課程、履修方法及び進級)

第31条 教育課程、履修方法及び進級については、学長が別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会における審議の後、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位は、教授会において審議し、前条第2項及び第3項により修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学・短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(第57条の規定により修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により単位を修得したものとみなし、又は与える場合は、教授会で審議するものとし、その単位数は編入学、転入学を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第2項及び第3項並びに前条第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、既修得単位等の認定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第35条 第29条に規定する年限を修了し、所定の授業科目及び単位数を修得した者を卒業者とする。

(学位の授与)

第36条 学位の授与に関する規程は、学長が別に定める。

第6節 教員の免許状

(教員の免許状)

第37条 本学を卒業した者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)に定める免許状のうち、別表第2に掲げる免許状の授与の所要資格を取得できる。

2 前項のほか、所要の単位を修得した場合は、他の免許状の授与の所要資格を併せて取得することができる。

第7節 休学、復学、退学、除籍、転学、留学及び転課程等

(休学)

第38条 病気又はその他特別の事由により、引続き3か月以上修学不能のときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、事情により更に許可を得て休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第39条 休学期間が満了した場合又は休学期間中であってもその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

2 前項の規定により復学した場合、休学期間が通算して3か月未満のときは、前条第4項の規定にかかわらず、修業年限及び在学年限に算入する。

(退学)

第40条 退学しようとするときは、その事由を記載した書面を添えて学長に願い出なければならない。

(除籍)

第41条 学生が、次の各号の一に該当するときは、教授会における審議の後、学長が除籍する。

(1) 第30条に規定する在学年限を越えたとき。

(2) 長期にわたり欠席し又は成業の見込みがないと認められたとき。

(3) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しなかったとき。

(4) 死亡したとき。

(5) 行方不明の届出があったとき。

(転学)

第42条 他の大学に転学しようとするときは、その事由を具し学長の許可を得なければならない。

(留学)

第43条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第35条に定める修業年限に含めることができる。

(転課程、転専攻、転選修)

第44条 転課程、転専攻及び転選修しようとするときは、その事由を具し学長の許可を得なければならない。

2 転課程、転専攻及び転選修に関する規程は、学長が別に定める。

第8節 賞罰

(表彰)

第45条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長が、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(懲戒)

第46条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 停学の期間は、修業年限に算入しない。ただし、在学年限には算入する。

4 停学の期間が通算して3か月未満のときは、前項の規定にかかわらず、修業年限に算入する。

5 前各項に規定するほか、懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第3章 検定料、入学料及び授業料

第1節 検定料

(検定料)

第47条 入学又は再入学、編入学、転入学を志願する者は、本学が別に定める検定料を納めなければならない。

2 納付された検定料については、返還しない。

第2節 入学料

(入学料)

第48条 入学にあたっては、本学が別に定める入学料を納めなければならない。

2 再入学、編入学及び転入学にあたっては、入学を認められた日から10日以内に本学が別に定める入学料を納めなければならない。

3 前2項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学等を許可しない。

4 納付した入学料は、還付しない。ただし、入学月における「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年度法律第8号）」による入学料等減免の支援対象者は除く。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第49条 特別の事情により、入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、願い出により、入学料の全額若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関する規程は、学長が別に定める。

3 入学料の免除又は徴収猶予の不許可となった者及び入学料の一部免除又は徴収猶予の許可となった者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者は、除籍する。

第3節 授業料

(授業料)

第50条 授業料は、本学が別に定める額とし、学部学生及び専攻科学生にあつては、年度の前期及び後期に分けて、4月及び10月に、年額の2分の1を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、納付する者の申し出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、入学を許可される者の申し出があつたときは、入学を許可するときに徴収できるものとする。

4 納付した授業料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める授業料相当額を還付する。

(1) 第2項及び第3項の規定により授業料を納付した者が、当該年度の後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学したとき 後期分の授業料に相当する額

(2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日ま

でに入学を辞退したとき 納付した者の申し出により前期分又は前期及び後期分の授業料に相当する額
(復学者等の授業料)

第51条 前期又は後期中途において復学又は再入学をした者から徴収する授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に、復学又は再入学した月から当該期末までの月数を乗じて得た額とし、復学又は再入学した月に徴収する。

2 再入学、編入学及び転入学した者の授業料の額は、当該者の属する年次の在学者にかかる徴収額と同額とする。

(退学者及び停学者の授業料)

第52条 前期又は後期中途で退学し又は停学及び退学を命ぜられた者の当該期分の授業料は、これを徴収する。

(休学者の授業料)

第53条 休学の許可を受けたときは、休学当月の翌月(休学の開始日が月の初日である場合はその月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学する日が授業料の当該期の納付期限(前期にあつては4月末日、後期にあつては10月末日)経過後であり、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、免除しない。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第54条 経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、その他止むを得ない事情があると認めるときは、願い出により授業料を免除し、又は当該学期末まで徴収を猶予することができる。

2 前項の授業料の免除又は徴収猶予に関する規程は、学長が別に定める。

第4章 専攻科、研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

(専攻科)

第55条 本学に、専攻科を置く。

2 専攻科に関する規程は、学長が別に定める。

(研究生)

第56条 本学で、特定の専門領域の研究をしようとする者があるときは、研究生として許可することができる。

2 研究生に関する規程は、学長が別に定める。

(科目等履修生)

第57条 本学の授業科目について履修を願い出た者があるときは、授業に支障のない限り、学期ごとに科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、学長が別に定める。

第58条 削除

(特別聴講学生)

第59条 他の大学の学生で、本学において授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

2 特別聴講学生に関する規程は、学長が別に定める。

第5章 外国人留学生

(外国人留学生)

第60条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部学生、研究生、科目等履修生又は特別聴講学生として志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、定員外とすることができる。

3 外国人留学生に関する規程は、学長が別に定める。

第6章 公開講座

(公開講座)

第61条 本学に、公開講座を開設する。

2 公開講座に関する規程は、学長が別に定める。

第7章 教員免許状更新講習

(教員免許状更新講習)

第62条 本学に、教員免許状更新講習を開設する。

2 教員免許状更新講習に関する規程は、学長が別に定める。

第8章 寄宿舍

(寄宿舍)

第63条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する規程は、学長が別に定める。

(寄宿料)

第64条 寄宿料は、本学が別に定める金額とし、入寮当月から退寮当月まで毎月徴収する。

2 納付した寄宿料は、いかなる理由があっても還付しない。

3 寄宿料に関する免除規程は、学長が別に定める。

(雑則)

第65条 この学則に定めるもののほか、学則の実施に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月9日)

この学則は、平成17年3月9日から施行する。

附 則(平成17年3月17日)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月17日)

この学則は、平成17年10月17日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年12月15日)

この学則は、平成17年12月15日から施行する。

附 則(平成18年3月16日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月14日)

1 この学則は、平成20年3月14日から施行し、平成19年12月26日から適用する。ただし、第6条、第13条、第15条、第16条及び別表1の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 障害児教育教員養成課程は、改正後の第16条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に障害児教育教員養成課程に在学する者が当該課程に在学なくなる日までの間、存続するものとする。

3 第16条の表に定める課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度までは次のとおりとする。

	収容定員
--	------

専攻	平成20年度	平成21年度	平成22年度
初等教育教員養成課程	1,040名	1,040名	1,040名
中等教育教員養成課程	480	480	480
特別支援教育教員養成課程	50	100	150
障害児教育教員養成課程	150	100	50
共生社会教育課程	260	260	260
環境情報教育課程	300	300	300
生涯スポーツ芸術課程	240	240	240
計	2,520	2,520	2,520

- 4 障害児教育教員養成課程を卒業した者についての別表1の規定の適用については、同表中「特別支援教育教員養成課程」とあるのは「障害児教育教員養成課程」と読み替えるものとする。

附 則(平成21年3月26日)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
 2 第16条の表に定める課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度までは次のとおりとする。

課程	収容定員	
	平成21年度	平成22年度
初等教育教員養成課程	1,080名	1,120名
中等教育教員養成課程	490名	500名
特別支援教育教員養成課程	100名	150名
障害児教育教員養成課程	100名	50名
共生社会教育課程	250名	240名
環境情報教育課程	265名	230名
生涯スポーツ芸術課程	235名	230名
合計	2,520名	2,520名

- 3 第16条の表に定める課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成23年度は次のとおりとする。

課程	収容定員
	平成23年度
初等教育教員養成課程	1,160名
中等教育教員養成課程	510名
特別支援教育教員養成課程	200名
共生社会教育課程	230名
環境情報教育課程	195名
生涯スポーツ芸術課程	225名
合計	2,520名

- 4 平成21年3月31日に中等教育教員養成課程実践学校教育コース、環境情報教育課程環境教育コース及び共生社会教育課程国際共生教育コースに在学する者については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 5 初等教育教員養成課程幼児教育コースを卒業した者についての別表第1の規定の適用については、同表中「幼児教育選修」とあるのは「幼児教育コース」、中等教育教員養成課程社会専攻を卒業した者についての別表第1の規定の適用については、同表中「社会科専攻」とあるのは「社会専攻」、生涯スポーツ芸術課程(芸術コース)を卒業した者についての別表第2の規定の適用については、同表中「音楽コース」、「美術コース」及び「書美コース」とあるのは「芸術コース」

と読み替えるものとする。

附 則(平成22年3月15日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在学する者については、改正後の第30条の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年2月18日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月15日)

この学則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年9月21日)

この学則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成24年10月25日)

この学則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則(平成24年12月21日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第16条の表に定める課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成27年度までは次のとおりとする。

課程	収容定員		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
初等教育教員養成課程	1,231名	1,262名	1,293名
中等教育教員養成課程	537名	554名	571名
特別支援教育教員養成課程	200名	200名	200名
共生社会教育課程	220名	220名	220名
環境情報教育課程	120名	80名	40名
環境教育課程	20名	40名	60名
生涯スポーツ芸術課程	165名	110名	55名
芸術課程	27名	54名	81名
合計	2,520名	2,520名	2,520名

- 3 平成25年3月31日に環境情報教育課程及び生涯スポーツ芸術課程に在学する者については、改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年2月15日)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月15日)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月27日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月23日)

この学則は、平成27年4月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成27年7月30日)

この学則は、平成27年7月30日から施行する。

附 則(平成28年1月28日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第16条の表に定める課程ごとの収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成30年度までは次のとおりとする。

課程	収容定員		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
初等教育教員養成課程	1,378名	1,432名	1,486名
中等教育教員養成課程	611名	634名	657名
特別支援教育教員養成課程	210名	220名	230名
共生社会教育課程	165名	110名	55名
環境教育課程	60名	40名	20名
芸術課程	81名	54名	27名
合計	2,505名	2,490名	2,475名

- 3 平成28年3月31日に共生社会教育課程、環境教育課程及び芸術課程に在学する者については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成28年3月31日に共生社会教育課程、環境教育課程及び芸術課程に在学する者のうち、当該課程を卒業した者で、免許法に定める所要の単位を修得した場合は、免許法に定める免許状のうち次の表に掲げる免許状の授与の所要資格を取得できる。

課程	免許状の種類(免許教科等)
共生社会教育課程 (福祉社会教育コース)	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史, 公民, 福祉)
共生社会教育課程 (国際共生教育コース)	中学校教諭一種免許状(社会, 外国語(英語)) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史, 公民, 外国語(英語))
環境教育課程 (環境教育コース)	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
芸術課程 (音楽コース)	中学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(音楽)
芸術課程 (美術コース)	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術, 工芸)
芸術課程 (書美コース)	中学校教諭一種免許状(書道)

附 則(平成28年3月24日)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月29日)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月28日)

この学則は、平成31年3月20日から施行する。

附 則(平成31年3月28日)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月26日)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日)

この学則は、令和2年4月1日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

別表第1(第16条の2関係)

学部	課程	目的
教育学部	初等教育教員養成課程	教員に求められる確かな実践的力を備え、子ども一人一人の知的発達と人間的成長を支援することのできる小学校教員及び幼稚園教員を養成する。
	中等教育教員養成課程	教員に求められる確かな実践的力を備え、中学校と高等学校の教育の一貫性と系統性を重視した教育を実践することのできる中等教育教員を養成する。
	特別支援教育教員養成課程	教員に求められる確かな実践的力を備え、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じて適切な教育的支援を行うことのできる教員を養成する。

別表第2(第37条第1項関係)

課程	免許状の種類(免許教科等)
初等教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状
初等教育教員養成課程 (幼児教育選修)	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
中等教育教員養成課程	専攻教科の中学校教諭一種免許状 専攻教科の高等学校教諭一種免許状(美術専攻については、履修方法により工芸の免許状を取得できる。)
中等教育教員養成課程 (社会科専攻)	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)又は高等学校教諭一種免許状(公民)
中等教育教員養成課程 (技術専攻)	中学校教諭一種免許状(技術) 高等学校教諭一種免許状(工業)
中等教育教員養成課程 (書道専攻)	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(書道)
特別支援教育教員養成課程 (視覚障害児教育専攻)	特別支援学校教諭一種免許状(視覚障害者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状
特別支援教育教員養成課程 (聴覚障害児教育専攻)	特別支援学校教諭一種免許状(聴覚障害者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状
特別支援教育教員養成課程 (知的障害児教育専攻)	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状

	論一種免許状
特別支援教育教員養成課程 (肢体不自由児教育専攻)	特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状
特別支援教育教員養成課程 (病弱児教育専攻)	特別支援学校教諭一種免許状(病弱者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状
特別支援教育教員養成課程 (言語障害児教育専攻)	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者に関する教育の領域又は肢体不自由者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状

○福岡教育大学大学院規則（案）

（制定 平成 16 年 4 月 1 日）

改正 平成 17 年 1 月 20 日 平成 17 年 12 月 15 日
平成 19 年 3 月 22 日 平成 20 年 3 月 14 日
平成 21 年 2 月 19 日 平成 21 年 5 月 28 日
平成 23 年 3 月 22 日 平成 26 年 12 月 25 日
平成 28 年 1 月 28 日 平成 29 年 3 月 29 日
平成 30 年 2 月 22 日 平成 30 年 12 月 27 日
令和元年 5 月 30 日

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 研究科

第 1 節 研究科，課程，専攻，コース，プログラム，教職大学院，入学定員及び収容定員(第 2 条－第 4 条の 4)

第 2 節 学年，学期及び休業日(第 5 条)

第 3 節 入学，再入学，転入学及び転専攻(第 6 条－第 13 条)

第 4 節 教育方法，指導教員，授業科目，単位及び履修方法(第 14 条－第 20 条)

第 5 節 課程の修了及び学位の授与(第 21 条－第 23 条)

第 6 節 教員の免許状授与の所要資格の取得(第 24 条)

第 7 節 休学，復学，退学，除籍，転学及び留学(第 25 条・第 26 条)

第 8 節 賞罰(第 27 条・第 28 条)

第 3 章 検定料，入学料及び授業料(第 29 条・第 30 条)

第 4 章 研究生，科目等履修生及び特別聴講学生(第 31 条－第 33 条)

第 5 章 教員研修留学生(第 34 条・第 35 条)

第 6 章 補則(第 36 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 福岡教育大学大学院(以下「大学院」という。)は，学部における一般的並びに専門的な教養あるいは教職経験の基礎の上に，広い視野に立って精深な学識を授け，学校教育に関する学問を創出・展開する研究能力を養い，初等・中等学校の教育実践の水準を向上させる高度の専門的能力を養成することを目的とする。

第 2 章 研究科

第 1 節 研究科，課程，専攻，コース，プログラム，教職大学院，入学定員及び収容定員

(研究科)

第2条 大学院に教育学研究科(以下「研究科」という。)を置く。

2 研究科に研究科教授会を置く。

(課程)

第3条 研究科に、専門職学位課程を置く。

(専攻、コース及びプログラム)

第4条 研究科に、専攻を置く。

2 専攻にコースを置く。

3 前2項の専攻及びコースは、次のとおりとする。

課程	専攻	コース
専門職学位課程	教職実践専攻	教育実践力開発コース
		スクールリーダーシップ開発コース

4 (削除)

5 (削除)

(教職大学院)

第4条の2 教職実践専攻は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)に定める専門職学位課程とし、教職大学院と称する。

(教育研究上の目的等)

第4条の3 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

専攻	目的
教職実践専攻 (専門職学位課程)	学校教育の多様な課題に対して、実践的に取り組むことのできる高度な専門性と強靱な精神及び豊かな人間性を備えた専門職業人としての教員を養成する。

(入学定員及び収容定員)

第4条の4 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
教職実践専攻	50名	100名

第2節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第5条 学年、学期及び休業日については、福岡教育大学学則(以下「学則」という。)第17条及び第18条の規定を準用する。

第3節 入学、再入学、転入学及び転専攻

(入学時期)

第6条 大学院の入学の時期については、学則第20条の規定を準用する。

(入学資格)

第7条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第2項に規定する教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める一種免許状を有する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (10) (削除)

2 各コース又はプログラムでの必要な教員免許状は次のとおりとする。

- (1) 初等教科教育高度実践力プログラム：小学校教諭一種免許状
- (2) 初等教育高度実践力特別プログラム：小学校以外の学校種教諭一種免許状
- (3) 中等教科教育高度実践力プログラム：中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，保健体育，外国語（英語））のいずれか又は高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，保健体育，外国語（英語））のいずれか
- (4) 教職教育高度実践力プログラム：小学校，中学校及び高等学校のいずれかの教諭一種免許状
- (5) スクールリーダーシップ開発コース：小学校・中学校又は高等学校のいずれかの教諭一種免許状。ただし，教科教育リーダープログラムについては，高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，保健体育，外国語（英語））のいずれか

(入学志願手続)

第8条 大学院に入学を志願する者は、所定の願書に検定料及び別に定める書類を添えて
願出しなければならない。

(選考)

第9条 入学志願者に対しては、選考を行う。

2 選考の方法については、学長が別に定める。

(入学手続)

第10条 前条の選考により合格した者は、所定の期日までに入学料及び別に定める書類
を添えて入学手続きをしなければならない。

(再入学)

第11条 大学院を退学した者又は授業料未納により除籍された者が、再入学を願出た
ときは、研究科教授会における審議の後、学長が許可することができる。

(転入学)

第12条 大学院に転入学を願出た者については、欠員のある場合に限り研究科教授会
における審議の後、学長が許可することができる。

(転専攻等)

第13条 入学後の転コース及び転プログラムは認めない。

第4節 教育方法、指導教員、授業科目、単位及び履修方法

(修業年限)

第14条 大学院の修業年限は、2年とする。

2 大学院の在学年限は、4年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第14条の2 (削除)

(長期在学制度)

第14条の3 第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、初等教育高度実践力特別プ
ログラムの学生については、修業年限は3年、在学年限は5年とする。

(教育方法)

第15条 専門職学位課程の教育は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うようコー
スに応じ事例研究、現地調査又は討論もしくは質疑応答その他適切な方法により授業
を行うものとする。

(教育方法の特例)

第16条 (削除)

(指導教員)

第17条 研究科長は、学生の入学後、指導教員を決定する。

2 指導教員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(授業科目、履修方法等)

第18条 授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容等については、学長が別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第19条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議により、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、研究科教授会における審議の後、10単位を超えない範囲で、大学院で修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、外国の大学院へ留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、研究科教授会における審議の後、転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、既修得単位等の認定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第5節 課程の修了及び学位の授与

(単位修得の認定)

第21条 履修した授業科目の単位の認定は、筆記試験、口述試験、実技試験、研究報告により行う。

(課程の修了)

第22条 課程の修了は、第14条第1項又は第14条の3に規定する年限を修了し、所定の授業科目及び単位数を修得しなければならない。

2 課程の修了の認定は、研究科教授会が行う。

(学位の授与)

第23条 学位の授与に関する規程は、学長が別に定める。

第6節 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科の専攻において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表のとおりとする。

第7節 休学、復学、退学、除籍、転学及び留学

(休学, 復学, 退学, 転学及び留学)

第 25 条 休学, 復学, 退学, 転学及び留学については, 学則第 38 条から第 40 条までの規定並びに第 42 条及び第 43 条の規定を準用する。ただし, 休学期間は通算して 2 年を超えることができない。

(除籍)

第 26 条 除籍については, 学則第 41 条及び第 49 条第 3 項の規定を準用する。この場合において, 第 41 条第 1 項第 1 号中「第 30 条」とあるのは「福岡教育大学大学院規則第 14 条第 2 項又は第 14 条の 3」と読み替えるものとする。

第 8 節 賞罰

(表彰)

第 27 条 表彰については, 学則第 45 条の規定を準用する。

(懲戒)

第 28 条 懲戒については, 学則第 46 条の規定を準用する。

第 3 章 検定料, 入学料及び授業料

(検定料, 入学料及び授業料)

第 29 条 検定料, 入学科及び授業料の額は, 本学が別に定める額とし, その納付, 免除, 徴収猶予及び還付については, 学則第 47 条から第 50 条まで及び第 54 条の規定を準用する。

(復学者等の授業料)

第 30 条 復学者, 再入学者, 転入学者, 退学者, 停学者及び休学者の授業料については, 学則第 51 条から第 53 条までの規定を準用する。

第 4 章 研究生, 科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第 31 条 大学院において, 特定の専門事項について研究しようとする者があるときは, 研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する規程は, 学長が別に定める。

(科目等履修生)

第 32 条 本学の学生以外の者で, 研究科に開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは, 授業に支障のない限り, 選考の上, 科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は, 学長が別に定める。

(特別聴講学生)

第 33 条 他の大学院の大学院生(外国人留学生を含む。)で, 研究科において, 授業科目の聴講を志願する者があるときは, 当該他の大学院との協議に基づき, 特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関する規程は, 学長が別に定める。

第5章 教員研修留学生

(外国人留学生)

第34条 (削除)

(教員研修留学生)

第35条 外国人で、現職の初等・中等学校教員及び教育関係機関の専門職員等が、大学院において研修を行う場合は教員研修留学生として入学を許可することができる。

2 教員研修留学生については、学長が別に定める。

第6章 補則

(学則の準用)

第36条 この規則に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。ただし、これによりがたい場合は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 福岡教育大学大学院規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 国語教育専攻、理科教育専攻、家政教育専攻は、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとする。

附 則(平成26年12月25日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月28日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第4条の4の表に定める専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成28年度は次のとおりとする。

専攻	収容定員
	平成28年度
教育科学専攻	140名
教職実践専攻	60名
合計	200名

- 3 平成28年3月31日に教育科学専攻に在学する者で、平成28年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月29日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 22 日)

この規則は、平成 30 年 2 月 22 日から施行し、改正後の第 32 条第 1 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 12 月 27 日)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の 4 の表に定める専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 31 年度は次のとおりとする。

専攻	収容定員
	平成 31 年度
教育科学専攻	100 名
教職実践専攻	80 名
合計	180 名

- 3 平成 31 年 3 月 31 日に教育科学専攻に在学する者で、平成 31 年 4 月 1 日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年 5 月 30 日)

この規則は、令和元年 5 月 30 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の 4 の表に定める専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和 3 年度は次のとおりとする。

専攻	収容定員
教育科学専攻	40 名
教職実践専攻	90 名
計	130 名

- 3 令和 3 年 3 月 31 日に教育科学専攻及び教職実践専攻に在学する者で、令和 3 年 4 月 1 日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第 24 条第 2 項関係)

専攻	コース	免許状の種類	免許教科等
教職実践専攻	教育実践力開発コース スクールリーダーシップ開発コース	小学校教諭一種免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 家庭, 工業, 英語

(注)

- 1 当該一種免許状を有していること。
- 2 大学院において、免許状の種類に応じて、教職又は教科に関する専門教育科目 24 単位以上を修得すること。
- 3 小学校教諭一種免許状授与の所要資格を取得できる者は、初等教育高度実践力特別プログラムに在学する者のみとする。

福岡教育大学大学院規則の一部改正について

1. 改正の理由

本学では、大学院に関する規則は福岡教育大学大学院規則によって規定されているため、学則の改正はなく、大学院規則の一部改正を行う。

令和3年4月から、本学大学院教育学研究科教育科学専攻（修士課程）を廃止し、教職実践専攻（専門職学位課程）に一本化して改組することに伴い、規則の改正を行うものである。

2. 改正の要点

- (1) 修士課程廃止に伴う組織、目的、入学定員及び入学資格について改正を行った。
(第3条、第4条、第4条の3、第4条の4、第7条、第14条の3、第17条、第18条)
- (2) 修士課程廃止に伴う教育方法等について改正を行った。
(第13条、第14条の2、第15条、第16条、第22条)
- (3) 外国人留学生についての改正を行った。
(第34条)
- (4) 取得可能な教員免許状について改正を行った。
(第24条第2項別表)

「福岡教育大学大学院規則」新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 研究科</p> <p>第1節 研究科, 課程, コース, <u>プログラム</u>, 教職大学院, 入 学定員及び収容定員(第2条-第4条の4)</p> <p>第2節 学年, 学期及び休業日(第5条)</p> <p>第3節 入学, 再入学, 転入学及び転専攻(第6条-第13条)</p> <p>第4節 教育方法, 指導教員, 授業科目, 単位及び履修方法(第14条 -第20条)</p> <p>第5節 課程の修了及び学位の授与(第21条-第23条)</p> <p>第6節 教員の免許状授与の所要資格の取得(第24条)</p> <p>第7節 休学, 復学, 退学, 除籍, 転学及び留学(第25条・第26条)</p> <p>第8節 賞罰(第27条・第28条)</p> <p>第3章 検定料, 入学科及び授業料(第29条・第30条)</p> <p>第4章 研究生, 科目等履修生及び特別聴講学生(第31条-第33条)</p> <p>第5章 _____ 教員研修留学生(第34条・第35条)</p> <p>第6章 補則(第36条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 研究科</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 研究科</p> <p>第1節 研究科, 課程, 専攻, コース, <u>領域</u>, 教職大学院, 入学定員 及び収容定員(第2条-第4条の4)</p> <p>第2節 学年, 学期及び休業日(第5条)</p> <p>第3節 入学, 再入学, 転入学及び転専攻(第6条-第13条)</p> <p>第4節 教育方法, 指導教員, 授業科目, 単位及び履修方法(第14条 -第20条)</p> <p>第5節 課程の修了及び学位の授与(第21条-第23条)</p> <p>第6節 教員の免許状授与の所要資格の取得(第24条)</p> <p>第7節 休学, 復学, 退学, 除籍, 転学及び留学(第25条・第26条)</p> <p>第8節 賞罰(第27条・第28条)</p> <p>第3章 検定料, 入学科及び授業料(第29条・第30条)</p> <p>第4章 研究生, 科目等履修生及び特別聴講学生(第31条-第33条)</p> <p>第5章 <u>外国人留学生</u>及び<u>教員研修留学生</u>(第34条・第35条)</p> <p>第6章 補則(第36条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 研究科</p>

<p>5 (削る)</p> <p>(教育研究上の目的等)</p> <p>第4条の3 _____人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>専攻</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削る) _____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>教職実践専攻(専門職学位課程)</td> <td>学校教育の多様な課題に対して、実践的に取り組むことのできる高度な専門性と強靱な精神及び豊かな人間性を備えた専門職業人としての教員を養成する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入学定員及び収容定員)</p> <p>第4条の4 _____入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>専攻</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削る) _____</td> <td>(削る) _____</td> <td>(削る) _____</td> </tr> <tr> <td>教職実践専攻</td> <td>50名</td> <td>100名</td> </tr> <tr> <td>(削る) _____</td> <td>(削る) _____</td> <td>(削る) _____</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 入学, 再入学, 転入学及び転専攻</p>	専攻	目的	(削る) _____	_____	教職実践専攻(専門職学位課程)	学校教育の多様な課題に対して、実践的に取り組むことのできる高度な専門性と強靱な精神及び豊かな人間性を備えた専門職業人としての教員を養成する。	専攻	入学定員	収容定員	(削る) _____	(削る) _____	(削る) _____	教職実践専攻	50名	100名	(削る) _____	(削る) _____	(削る) _____
専攻	目的																		
(削る) _____	_____																		
教職実践専攻(専門職学位課程)	学校教育の多様な課題に対して、実践的に取り組むことのできる高度な専門性と強靱な精神及び豊かな人間性を備えた専門職業人としての教員を養成する。																		
専攻	入学定員	収容定員																	
(削る) _____	(削る) _____	(削る) _____																	
教職実践専攻	50名	100名																	
(削る) _____	(削る) _____	(削る) _____																	

<table border="1"> <tr> <td>技術教育領域</td> </tr> <tr> <td>家政教育領域</td> </tr> <tr> <td>英語教育領域</td> </tr> </table> <p>5 教職実践専攻教育実践力開発コースに、小学校教員免許状取得プログラム(以下「小免プログラム」という。)を置く。</p> <p>(教育研究上の目的等)</p> <p>第4条の3 専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p>	技術教育領域	家政教育領域	英語教育領域	<table border="1"> <thead> <tr> <th>専攻</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育学専攻(修士課程)</td> <td>教科専門・教育実践に関わる専門的能力と研究能力を養い、最新の研究知見と研究技法に基づいて、教育の発展に広く貢献できる専門領域リーダー教員等を養成する。</td> </tr> <tr> <td>教職実践専攻(専門職学位課程)</td> <td>学校教育の多様な課題に対して、実践的に取り組むことのできる高度な専門性と強靱な精神及び豊かな人間性を備えた専門職業人としての教員を養成する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入学定員及び収容定員)</p> <p>第4条の4 研究科の専攻ごとの入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>専攻</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育学専攻</td> <td>40名</td> <td>80名</td> </tr> <tr> <td>教職実践専攻</td> <td>40名</td> <td>80名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>80名</td> <td>160名</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 入学, 再入学, 転入学及び転専攻</p>	専攻	目的	教育学専攻(修士課程)	教科専門・教育実践に関わる専門的能力と研究能力を養い、最新の研究知見と研究技法に基づいて、教育の発展に広く貢献できる専門領域リーダー教員等を養成する。	教職実践専攻(専門職学位課程)	学校教育の多様な課題に対して、実践的に取り組むことのできる高度な専門性と強靱な精神及び豊かな人間性を備えた専門職業人としての教員を養成する。	専攻	入学定員	収容定員	教育学専攻	40名	80名	教職実践専攻	40名	80名	計	80名	160名
技術教育領域																						
家政教育領域																						
英語教育領域																						
専攻	目的																					
教育学専攻(修士課程)	教科専門・教育実践に関わる専門的能力と研究能力を養い、最新の研究知見と研究技法に基づいて、教育の発展に広く貢献できる専門領域リーダー教員等を養成する。																					
教職実践専攻(専門職学位課程)	学校教育の多様な課題に対して、実践的に取り組むことのできる高度な専門性と強靱な精神及び豊かな人間性を備えた専門職業人としての教員を養成する。																					
専攻	入学定員	収容定員																				
教育学専攻	40名	80名																				
教職実践専攻	40名	80名																				
計	80名	160名																				

<p>(入学資格)</p> <p>第7条 <u>入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第2項に規定する教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める一種免許状を有する者とする。</u></p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>削る</u></p> <p>2 <u>各コース又はプログラムでの必要な教員免許状は次のとおりとする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) <u>初等教科教育高度実践力プログラム：小学校教諭一種免許状</u></p> <p>(2) <u>初等教育高度実践力特別プログラム：小学校以外の学校種教諭一種免許状</u></p> <p>(3) <u>中等教科教育高度実践力プログラム：中学校教諭一種免許状(国語、社会、数学、理科、保健体育、外国語(英語)のいずれか又は高等学校教諭一種免許状(国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、外国語(英語)のいずれか)</u></p> <p>(4) <u>教職教育高度実践力プログラム：小学校、中学校及び高等学校のいずれかの教諭一種免許状</u></p> <p>(5) <u>スクールリーダーシップ開発コース：小学校・中学校又は高等学校のいずれかの教諭一種免許状。ただし、教科教育リーダーシッププログラムについては、高等学校教諭一種免許状(国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、外国語(英語)のいずれか)</u></p>	<p>(入学資格)</p> <p>第7条 <u>修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>その他大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者</u></p> <p>2 <u>専門職学位課程に入学することのできる者は、前項各号の一に該当し、かつ、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める小学校又は中学校の一種免許状のいずれかを有する者とする。ただし、生徒指導・教育相談リーダーコース及び学校運営リーダーコースについては、小学校、中学校又は高等学校の一種免許状のいずれかを有する者、小免許プログラムについては、幼稚園、中学校又は高等学校の一種免許状のいずれかを有する者とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p>(転専攻等)</p> <p>第13条 入学後の<u>転専攻</u>、<u>転コース</u>及び<u>転領域</u>は認めない。</p> <p>第4節 教育方法、指導教員、授業科目、単位及び履修方法 (長期にわたる教育課程の履修)</p> <p>第14条の2 研究科は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第14条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を認めることができる。</p> <p>2 長期履修の取り扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。</p> <p>(長期在学制度)</p> <p>第14条の3 第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>小免プログラム</u>の学生については、修業年限は3年、在学年限は5年とする。</p> <p>(教育方法)</p> <p>第15条 <u>修士課程の教育</u>は、<u>授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導</u>(以下「<u>研究指導</u>」という。)により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(教育方法の特例)</p> <p>第16条 <u>修士課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</u></p> <p>(指導教員)</p> <p>第17条 <u>修士課程において、</u>研究科長は、学生の入学後、指導教員を決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(授業科目、履修方法等)</p>	<p>(転専攻等)</p> <p>第13条 入学後の<u>転コース</u>及び<u>転プログラム</u>は認めない。</p> <p>第4節 教育方法、指導教員、授業科目、単位及び履修方法 (長期にわたる教育課程の履修)</p> <p>第14条の2 (削除)</p> <p>(長期在学制度)</p> <p>第14条の3 第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>初等教育高度実践力特別プログラム</u>の学生については、修業年限は3年、在学年限は5年とする。</p> <p>(教育方法)</p> <p>第15条 (削る)</p> <p>1 (略)</p> <p>(教育方法の特例)</p> <p>第16条 (削除)</p> <p>(指導教員)</p> <p>第17条 _____ 研究科長は、学生の入学後、指導教員を決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(授業科目、履修方法等)</p>
--	---

第 18 条 _____ 授業科目，単位数及び履修方法並びに研究指導の内容等については，学長が別に定める。

第 5 節 課程の修了及び学位の授与
(課程の修了)

第 22 条 (削る)

- 1 _____ 課程の修了は，第 14 条第 1 項又は第 14 条の 3 に規定する年限を修了し，所定の授業科目及び単位数を修得しなければならない。
- 2 _____ 課程の修了の認定は，研究科教授会が行う。

第 5 章 _____ 教員研修留学生
(外国人留学生)

第 34 条 (削除)

第 18 条 研究科の授業科目，単位数及び履修方法並びに研究指導の内容等については，学長が別に定める。

第 5 節 課程の修了及び学位の授与
(課程の修了)

第 22 条 修士課程の修了は，大学院に 2 年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文を提出して，その審査及び最終試験に合格しなければならない。

- 2 専門職学位課程の修了は，大学院に 2 年以上在学し，所定の単位を修得しなければならない。
- 3 修士課程及び専門職学位課程の修了の認定は，研究科教授会が行う。

第 5 章 外国人留学生及び教員研修留学生
(外国人留学生)

第 34 条 外国人で，日本国内の大学院において教育を受ける目的をもって入学し，大学院の大学院生，研究生又は特別聴講学生として志願する者があるときは，選考の上外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生は，定員外とすることができる。
- 3 外国人留学生に関する規程は，学長が別に定める。

別表(第 24 条第 2 項関係)

専攻	コース	免許状の種類	免許教科等
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

別表(第 24 条第 2 項関係)

専攻	コース	免許状の種類	免許教科等
	学校教育創造コース	幼稚園教諭 専修免許状	

	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
教職実践専攻	教育実践力開発コース スクールリーダーシップ開発コース	小学校教諭一種免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語 国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 家庭, 工業, 英語

(注)

- 1 (略)
- 2 大学院において, 免許状の種類に応じて, 教職又は教科に関する専門教育科目 _____ 24 単位以上を修得すること。

教科教育創造コース	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 特別支援学校教諭専修免許状 養護教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語 国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 家庭, 情報, 工業, 福祉, 英語 知的障害者に関する教育の領域, 肢体不自由者に関する教育の領域, 病弱者に関する教育の領域
教職実践専攻	教育実践力開発コース 生徒指導・教育相談リーダーコース 学校運営リーダーコース	小学校教諭一種免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状

(注)

- 1 (略)
- 2 大学院において, 免許状の種類に応じて, 教職又は教科に関する専門教育科目 (特別支援学校教諭専修免許状の場合は, 特別支援教育に関する専門教育科目) 24 単位以上を修得すること。

3 小学校教諭一種免許状授与の所要資格を取得できる者は、初等教育高度実践力特別プログラムに在学する者のみとする。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 第4条の4の表に定める専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和3年度は次のとおりとする。

専攻	収容定員
教育科学専攻	40名
教職実践専攻	90名
計	130名

3 令和3年3月31日に教育科学専攻及び教職実践専攻に在学する者で、令和3年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 小学校教諭一種免許状授与の所要資格を取得できる者は、小免プログラムに在学する者のみとする。

教授会規程

目次

1. 福岡教育大学教授会規程	1
2. 福岡教育大学教授会に関する細則	4
3. 福岡教育大学教授会における合同審議に関する細則	6

○福岡教育大学教授会規程

(制定 平成16年4月1日)

改正 平成17年5月30日 平成18年5月8日
平成19年2月9日 平成21年3月18日
平成22年7月1日 平成23年3月22日
平成23年12月16日 平成24年3月27日
平成25年3月29日 平成26年3月31日
平成26年10月30日 平成31年2月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人福岡教育大学運営規則第35条第2項に基づき、福岡教育大学(以下「本学」という。)の教育学部(以下「学部」という。)及び大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)に置かれる教授会(以下「教授会」という。)の組織、審議事項、運営その他必要な事項について定める。

(組織)

第2条 学部教授会は、本学の教授、准教授、専任の講師及び助教(再雇用教員及び再雇用特命教授を含む。以下「専任教員」という。)のうち、学部及びセンターに所属する者をもって構成する。

2 研究科教授会は、研究科に所属する専任教員(特任教授を除く。)及び研究科担当の専任教員をもって構成する。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、教育学部長及び大学院教育学研究科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(合同の審議)

第4条 学部及び研究科の共通事項については、学部教授会及び研究科教授会により合同で審議するものとする。この合同審議に関し必要な事項は、別に定める。

(運営)

第5条 教授会に議長を置き、学部教授会の議長に教育学部長を、研究科教授会の議長に大学院教育学研究科長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 教授会に副議長を置き、議長を補佐する。

4 前項の副議長は、構成員の中から議長が指名する。

(専門委員会)

第6条 教授会に、教授会に属する構成員のうち、一部の者をもって構成される専門委員会を置く。

2 教授会は、専門委員会の審議結果をもって、教授会の意見とすることができる。

3 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(議事)

第7条 教授会は、構成員の5分の3以上の出席をもって成立する。

2 議長は、議事について十分な審議を尽くし、構成員の意見をまとめるよう努めるものとする。

3 議長は、前項の議論を踏まえた上で、教授会としての結論を得る。

4 議長が必要と認めた場合は、出席した構成員の過半数をもって決し、教授会の意見とすることができる。この場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(開催要求)

第8条 構成員は、第3条第2項前段に規定する事項の審議を求める場合は、6分の1以上の署名をもって、教授会の開催を求めることができる。

2 前項の開催を求めるときは、代表者を定め、議題及び開催理由書を議長に提出するものとする。

3 議長は、提出された議題及び開催理由が適当と認められる場合は、教授会を開催する。

(事務)

第9条 教授会の事務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会で審議し、学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月30日)

この規程は、平成17年5月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年5月8日)

この規程は、平成18年5月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年2月9日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月18日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月1日)

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月22日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月16日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月30日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月28日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

○福岡教育大学教授会に関する細則

(制定 平成23年3月22日)

改正 平成26年3月31日 平成26年10月31日
平成27年10月19日 平成29年3月29日
平成29年4月27日 平成31年2月28日

(趣旨)

第1条 福岡教育大学教授会規程(以下「規程」という。)第10条の規定に基づき、教育学部教授会及び大学院教育学研究科教授会(以下「教授会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(副議長の数)

第2条 規程第4条第3項に定める副議長は、学部教授会に1名、研究科教授会に1名置く。

(議長の代理)

第3条 議長に事故ある場合又は欠けた場合は、副議長が代行する。

(副議長の任期)

第4条 副議長の任期は当該年度内とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、副議長の任期は、指名した議長の任期の終期を超えることはできない。ただし、議長が任期の途中で欠けた場合は、次期議長が任命される前日まで引き続き在任するものとする。

(構成員の範囲)

第5条 教授会開催日における規程第7条に規定する構成員は、規程第2条に規定する構成員から次の者を除いた者とする。

- (1) 休職者
- (2) 育児休業者・介護休業者・配偶者同行休業者
- (3) 出張者・研修者
- (4) 年次休暇、病気休暇、特別休暇、休日の振替、総合的な健康診査その他の理由により職務専念を要しない者

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月31日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月19日)

- 1 この細則は、平成27年10月19日から施行し、平成27年9月30日から適用する。
- 2 この細則の施行前にサバティカル研究者として決定された者については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月29日)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月27日)

この細則は、平成29年4月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成31年2月28日)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

○福岡教育大学教授会における合同審議に関する細則

(制定 平成23年3月22日)

改正 平成26年10月31日 平成31年2月28日

(趣旨)

第1条 この細則は、福岡教育大学教授会規程(以下「規程」という。)第4条の規定に基づき、教育学部教授会(以下「学部教授会」という。)及び大学院教育学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)の合同審議について必要な事項を定める。

(成立要件)

第2条 合同審議に際しては、学部教授会及び研究科教授会の双方が規程第7条第1項に定める成立要件を満たしていなければならない。

(議長及び副議長)

第3条 学部教授会の議長及び研究科教授会の議長は、一方が合同審議の議長となり、他の一方は副議長となる。

2 合同審議の議長は、学部教授会の副議長及び研究科教授会の副議長のうちから合同審議の副議長を指名する。

(議事)

第4条 合同審議の議事の運営については、規程第7条第2項から第4項までを準用する。

(審議結果)

第5条 合同審議による審議結果は、学部教授会及び研究科教授会の双方の審議結果として取り扱うものとする。

附 則

この細則は、平成23年4月1日に施行する。

附 則(平成26年10月31日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月28日)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。